

農政Information

I 国内農業等をめぐる情勢

1. 国会・政府・与党の動き

◇令和3年度補正予算について

○ 令和3年度の補正予算が、12月20日の参議院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立した。一般会計の総額は35兆円9,895億円で過去最大となり、農林水産関係には8,795億円が計上された。

◇令和4年度予算案について

○ 政府は 12 月 24 日の閣議で、令和 4 年度予算案を決定した。一般会 計は総額 107 兆 5,964 億円で過去最大となった。

農林水産関係の予算案は総額 2 兆 2,777 億円となり、米の転作助成の柱である水田活用の直接支払交付金に前年同額の 3,050 億円、農地利用の将来像を明確化する「人・農地プラン」の策定推進に新たに 3 億円が計上された。また、令和 4 年度から刷新する新規就農支援策には 207 億円が計上され、国と都道府県で新規就農者の施設・機械導入を補助する事業を新設するほか、現行制度の後継として全額国費で資金を交付する事業も措置された。その他に、岸田政権の重要課題である、環境負荷低減を図るための「みどりの食料システム戦略」関連に 71 億円や、輸出促進に 103 億円が計上された。

令和4年度農林水産関係補正予算案のポイント

総額	2 兆 2,777 億円
	(※)
水田活用の直接支払交付金	3,050 億円
持続的生産強化対策事業	174 億円
強い農業づくり総合支援交付金	126 億円
新規就農者の育成・確保	207 億円
人・農地プランの策定推進	3 億円
「みどりの食料システム戦略」関連	71 億円
「輸出促進」関連	103 億円

◇与党税制大綱を決定

○ 自民・公明両党は12月10日、令和4年度の与党税制改正大綱を決定した。農業分野では、輸出拡大の施設整備に対する税負担軽減、「みどりの食料システム戦略」の関連税制として、農家の環境負荷低減につながる機械・設備の導入推進のための所得税や法人税の特例などが新たに盛り込まれた。

◇水田交付金見直し内容決定

○ 政府・自民党は11月30日、米の転作助成の柱となる水田活用の直接支払交付金の見直し内容を決定した。

令和4年~令和8年産の5年間で一度も水張りしなかった水田は除外するとした。飼料用米などで、実需と3年以上の契約を結んで生産した場合の産地交付金「複数年契約加算」も見直され、令和3年産までの既存契約分のみ、令和4年産米に10a当り6,000円を配分し、令和4年産からの新規契約分は対象外となる。

水田活用の直接支払交付金の見直し内容のポイント

交付対象

・令和4年~令和8年産の5年間に一度も水張りが行われていない水田は除外

産地交付金

- ・飼料用米などでの複数年契約で、令和2年産、令和3年産スタートの契約分は6,000円配分(令和4年産からの新規契約分は対象外)
- ・輸出用米で複数年契約した際に1万円配分
- ・作付け転換を広げた際に1万5,000円配分する措置は廃止

多年生牧草への戦略作物助成

・播種から収穫まで行う年は3万5,000円、収穫だけの年は1万円

畑地化する際の助成

・高収益作物は17万5,000円、その他の作物は10万5,000円

※金額は10a 当りの助成額

◇人・農地関連施策の見直し方針決定

○ 政府・自民党は12月21日、人・農地関連施策の見直し方針を決定した。人口減少を見据えて農地を集約するため、地域の農地利用の将来像を描く「人・農地プラン」を法定化し、10年後に目指すべき農地利用の姿として「目標地図」の策定を促すことを柱とした。1月の通常国会で関連法案が審議される見通しだが、農地所有適格法人の出資規制緩和については法改正を見送り、課題などの検討が継続されることとなった。

人・農地関連施策見直しのポイント

農地所有適格法人

・出資による資金調達は懸念払拭措置などを継続検討 →法改正見送り

人・農地プラン

- ・市町村が策定する計画として法定化
- ・10 年後に目指すべき農地利用の姿「目標地図」を明確化 →**農業経営基盤強化促進法など改正**

農地中間管理機構(農地バンク)

- ・農地バンク経由の転貸を集中的に実施
- ・「目標地図」内の農地を幅広く引受けるよう運用見直し

新規就農

- ・経営開始時の資金や機械・施設導入などを支援
- ・都道府県が就農や経営をサポートする体制を整備

農山漁村の活性化

- ・農村型地域運営組織(農村RMO)を育成
- ・農山漁村発イノベーションに取組む場合に農地転用手続きなどを迅速化 →農山漁村活性化法の改正

土地改良

- ・土地改良事業団体連合会が土地改良区などから委託を受けて小規模な基盤整備を実施
- ・小規模な土地改良区が集落と共同で水利施設の管理などを行える法人に組織変更できる仕組みを導入

→土地改良法の改正

◇JA監督指針改正 改革サイクル構築明記

○ 改正農協法施行後5年の見直しを踏まえ、農水省はJAなどに関する「総合的な監督指針」を1月1日に改正した。政府が規制改革実践計画に盛り込んだ「自己改革実践サイクル」を踏まえ、各JAが農家所得向上や准組合員の意思反映などに関する方針を定め、実践し、組合員の声を踏まえて改善する仕組みの構築が明記された。令和4年事業年度から適用され、都道府県がJAの実践状況を把握し、必要に応じて助言・指導を実施することとなる。

2. 国内農畜産業の動きについて

◇ 水田農業対策をめぐる情勢

○ 農水省は12月8日、令和3年産米の作況指数が101の「平年並み」 で確定したと発表した。前回調査から変化はなく、主食用米の収穫量は 700万7,000 t となり、農水省が示す令和3年の適正生産量693万tを 1%上回った。

また、農水省が11月に示した令和4年産米の適正生産量675万tの

変更もない方針で、需給均衡のためには、令和3年産が平年作(作況 指数100)だった場合に比べて21万t、面積換算で約4万ha(3%) の作付け転換が必要となる。

○ 農水省は12月17日、令和3年産米の11月の相対取引価格を公表した。全銘柄平均の60kg当たりの価格が13,024円となり、前月から1%下落、前年同月から13%下落となった。茨城県のコシヒカリは11,694円となり、前月から1%上昇、前年同月から16%下落した。あきたこまちは10,920円となり前月から0.4%上昇、前年同月から18%下落した。

外食向けの業務用米は回復基調にあるが、家庭用米が勢いを欠いて おり、古米在庫の多さから余剰感が強くなっている。

3. JAグループの動きについて

◇ JA茨城県中央会・JA茨城県厚生連 公明党茨城県本部へ要請

○ JA茨城県中央会とJA茨城県厚生連は12月4日、公明党茨城県本部の政策要望懇談会に出席し、新型コロナウイルス感染症に対する医療機関への支援やアフターコロナを見据えた経営・担い手対策や本県農業の更なる振興等について要請を行った。



◇ 茨城県農林水産業関係団体連絡会 県選出国会議員へ要請

○ 茨城県農林水産業関係団体連絡会は12月14日、県選出国会議員との懇談会を開催した。

持続可能な農林水産業の確立のため、「みどりの食料システム戦略の 具体的な取組み推進」と「農林水産業への就業促進」に関することを共 通事項とし、JA茨城県中央会からは需要に応じた儲かる水田農業の確 立、新型コロナウイルスに対応する医療機関の支援等について要請を行 った。



Ⅱ 国際通商交渉等をめぐる情勢

1. RCEPについて

○ 15 カ国が参加する地域的な包括経済連携(RCEP)協定が 1 月 1日、日本やオーストラリア、中国、シンガポールなど国内手続きを 終えている 10 カ国で発効した。一方、国内手続きが遅れた韓国では、 2月1日発効となる。

2. TPPについて

○ エクアドルが 12 月 28 日、環太平洋連携協定 (TPP) への加盟を正式に申請した。エクアドルは、TPP加盟により原油やバナナ、コーヒー豆などの輸出拡大を狙う。南米ではその他にコロンビアもTPP加盟に興味を示している。

3. WTOについて

○ 原則2年に1度開催されるWTOの最高意思決定機関であるWT O閣僚会議(第12回)は、11月30日から開催される予定であった が、欧州梨での新型コロナウイルスのオミクロン株の感染拡大の影響 で、3月上旬に延期となった。

農業分野の交渉状況は、イウェアラ事務局長は「農業分野は最も合意から遠い分野」と発言するなど見通しが立っていない状況にある。